

政府保証第 41 回住宅金融支援機構債券（グリーンボンド）
発 行 要 項

1. 債券の名称 政府保証第41回住宅金融支援機構債券（グリーンボンド）
2. 債券の総額 金100億円
3. 各債券の金額 1,000万円
4. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用
本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとする。
5. 利 率 年1.899%
6. 払 込 金 額 額面100円につき金100円
（発行価額）
7. 償 還 価 額 額面100円につき金100円
8. 償還の方法及び期限
 - （1）本債券の元金は、令和26年12月19日にその全額を償還する。
 - （2）償還すべき日（以下「償還期日」という。）が銀行休業日に当たるときは、その支払を前銀行営業日に繰り上げる。なお、本要項において「銀行営業日」とは土曜、日曜、国民の休日及び法令により日本において銀行が休業することが認められ、又は義務づけられている日以外の日をいい、「銀行休業日」とは銀行営業日以外の日をいう。
 - （3）本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降、本要項第18項に定める振替機関（以下「振替機関」という。）が定める社債等に関する業務規程及びその他振替機関が定める規則等で別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。
9. 利息支払の方法及び期限
 - （1）利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、令和7年8月25日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年2月25日及び8月25日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。
 - （2）発行日の翌日から令和7年2月25日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を計算するときは、半箇年の日割をもって計算する。
 - （3）利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払を前銀行営業日に繰り上げる。
 - （4）償還期日後は、利息をつけない。
 - （5）本債券の利息の計算について1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。
10. 元利金支払保証 本債券総額100億円の元金及び利息の支払については、日本国政府により保証されている。
11. 担 保 本債券の債権者は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号。その後の改正を含む。）の定めるところにより、独立行政法人住宅金融支援機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
12. 申 込 期 日 令和6年12月9日
13. 募 入 方 法 応募超過の場合は、本要項第16項の引受並びに募集の取扱者が適宜募入額を定める。
14. 払 込 期 日 令和6年12月19日
15. 募集の受託会社 株式会社みずほ銀行
16. 引受並びに募集の取扱者
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（代表）
大和証券株式会社
SMBC日興証券株式会社
岡三証券株式会社
東海東京証券株式会社
野村證券株式会社
17. 発行代理人及び支払代理人 株式会社みずほ銀行
18. 振 替 機 関 株式会社証券保管振替機構
19. 元利金の支払 本債券の元利金の支払は、社債等振替法のほか、振替機関の社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則及び振替機関が行う振替に関する業務処理の方法に従って行われる。